

久喜市告示第 445 号

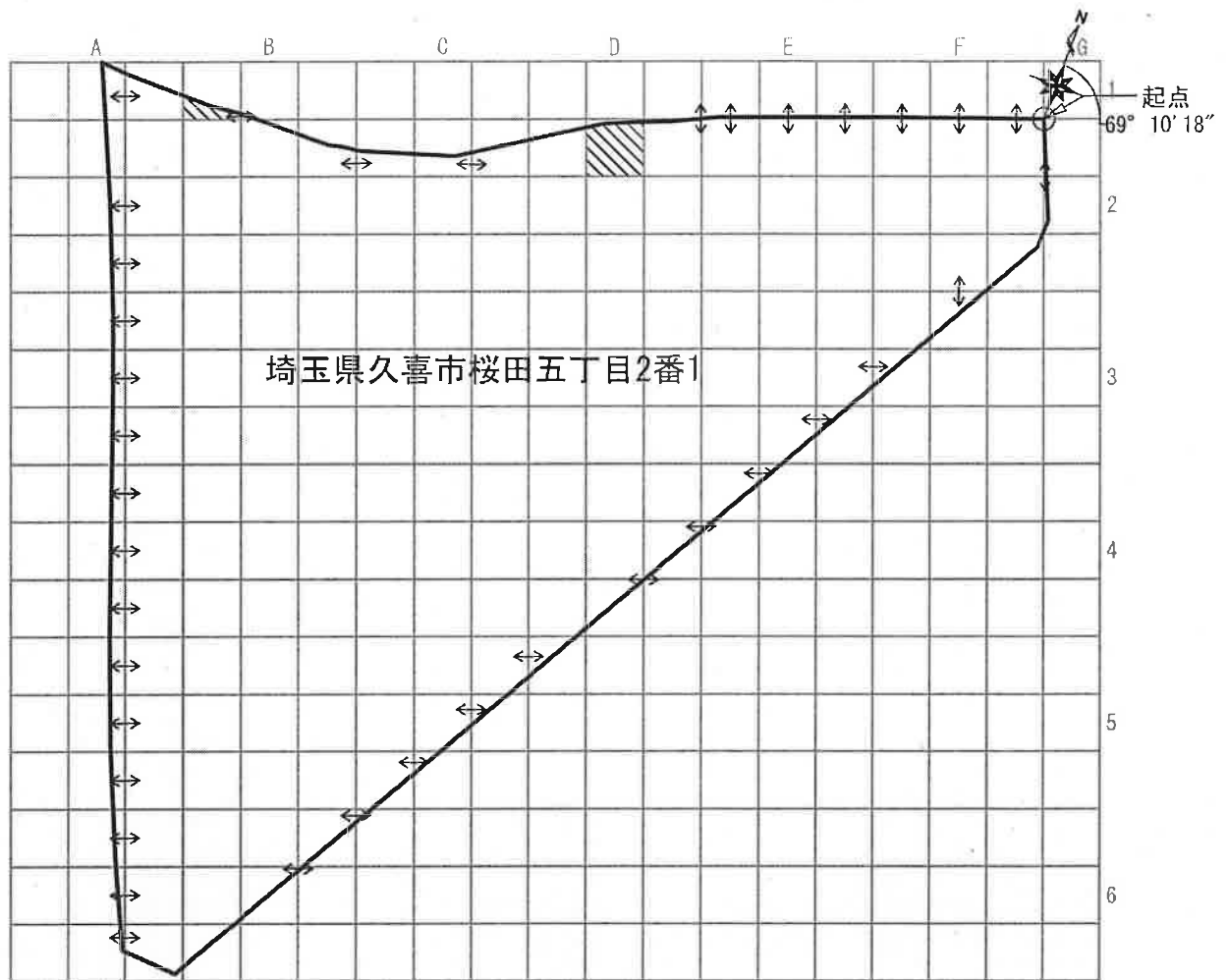
土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定に基づき、  
令和2年久喜市告示第142号により指定した区域の指定を次のとおり全部解  
除する。

令和 3 年 8 月 3 日

久喜市長 梅 田 修



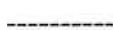
- 1 形質変更時要届出区域としての指定を解除する区域  
別図のとおり（埼玉県久喜市桜田五丁目2番1の一部）
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項  
の基準に適合していなかった特定有害物質の種類  
ほう素及びその化合物
- 3 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第2項  
の基準に適合していなかった特定有害物質の種類  
鉛及びその化合物
- 4 講じられた汚染の除去等の措置  
掘削による汚染土壌の除去



【凡例】



指定を解除する  
区域



10m格子



30m格子



調査対象地

【起点】

起点は埼玉県久喜市桜田五丁目2番1  
の最北端とする。

【指定を解除する区域の面積】

118.05㎡

【格子の回転角度（69度10分18秒）】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた  
線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、  
起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。